

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

県が表明した「2050年脱炭素社会の実現」や地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）の一部改正等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた県の姿勢を明確に示すため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 基本理念の新設

「2050年脱炭素社会の実現」を基本理念として新たに定めるとともに、事業者や県民の責務等について所要の規定の整備を行う。（第1条、第2条の2及び第3条～第6条関係）

(2) 用語の整理

「温室効果ガスの排出の抑制」及び「温室効果ガスの排出の削減」を「温室効果ガスの排出の量の削減」に改める。（第2条、第4条～第7条、第9条、第11条、第34条、第46条及び第47条関係）

(3) 条項の整理

法改正に伴い、引用条項を整理する。（第8条関係）

3 施行期日

公布の日。ただし、2(3)については令和4年4月1日。